

## 令和6年度昭島市監査基本計画

### 1 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた独立の機関です。公正不偏の立場から監査を行い、自治体の公正で効率的な行財政運営の確保を責務としています。令和6年度においても市財政は、物価高騰をはじめとする社会状況の影響を受けるとともに、大規模な公共施設整備事業に加え少子化への対応や自治体DXの取組、脱炭素化への推進など山積する様々な課題解決への取組を進めていかなければならないことから、大変厳しい状況が続くと予想されています。しかし、こうした状況においても、新たな行政需要にしっかりと対応し、目指すまちづくりを推進するとともに、効果的・効率的で持続可能な行財政運営の確立を図ることが強く求められています。監査委員は、昭島市監査基準に基づき、市政が公正で効率的に行われ、市民福祉の増進が図られるよう、引き続き、市民の視点に立った行財政運営のチェック機関として、役割を果たしてまいります。

### 2 基本方針

監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

- (1) 本市の事務事業について、正確性や法令等に則して適正に執行しているかという合規性、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、さらには、所期の目的を達成しているかの有効性の観点からも検証し、事務事業実施が市民福祉の増進へとつながるよう監査を行います。
- (2) 監査の実効性を確保するために、指摘事項等に対する措置状況を把握し、改善を求めていきます。
- (3) 監査結果など監査等に関する情報について、ホームページ等を活用し市民に的確に公表します。
- (4) 監査結果及び改善措置について、庁内へのフィードバックを行い、ミス等の再発防止を図るとともに、事務の効率化や市民サービスの向上を促します。

### 3 監査等の方針

令和6年度に実施する各監査は、次のとおり行うこととし、具体的な内容は、各監査等の実施計画において別に定めます。

(1) 定期監査

事務事業の執行全般を対象に、法令等に基づき、適正かつ正確に行われているかを主眼に、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し監査を実施します。なお、監査を実施する対象機関については、監査委員協議のうえ決定します。

(2) 工事監査

年度内に施工する工事を対象とし、昭島市工事監査実施要領に基づき、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼に監査します。工事監査では、技術的な観点を必要とするため、外部の専門調査機関に技術調査を委託し、総合的な判断を加えています。

(3) 財政援助団体等監査

令和5年度に市が財政的援助を与えている団体等から対象団体を選定し、当該財政的援助等に係る出納その他事務が財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査します。併せて、所管課の当該団体に対する指揮監督が適切に行われているかを監査します。

(4) 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

市長から審査に付された令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算等の計数が正確であるか、予算が関係法令等に基づき執行されているかを主眼に審査します。

(5) 下水道事業会計決算審査

市長から審査に付された令和5年度下水道事業会計決算等の計数が正確であるか、また財務諸表は経営成績及び財政状態を正確に表示しているかを主眼に審査します。

(6) 水道事業会計決算審査

市長から審査に付された令和5年度水道事業会計決算等の計数が正確であるか、また財務諸表は経営成績及び財政状態を正確に表示しているかを主眼に審査します。

(7) 財政健全化判断比率等審査

市長から審査に付された令和5年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率について、比率及びその算定となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているかを主眼に審査します。

(8) 例月現金出納検査

一般会計、各特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、各基金及び歳入歳出外現金に属する毎月の現金の出納について、関係法令等に基づき執行された計数が正確であるか、現金が適切に管理されているかを主眼に検査します。

#### (9) その他の監査

市長の要求、議会の求め、市民の請求等による監査については、それぞれの目的に基づき実施します。

#### 4 監査等の実施時期

監査等は、下表のとおり実施を予定しています。

監 査 等 の 種 別	実地監査等予定日
定期監査	令和 6 年 11 月・令和 7 年 1 月
工事監査	令和 7 年 1 月
財政援助団体等監査	令和 6 年 10 月
水道事業会計決算審査	令和 6 年 7 月
一般・各特別会計決算審査 下水道事業会計決算審査	令和 6 年 7 月
財政健全化判断比率等審査	令和 6 年 8 月
例月現金出納検査	毎月下旬
その他の監査	随 時

#### 5 結果の公表

監査等の結果については、行政資料コーナー、ホームページ等により公表します。